

午前10時30分開会

○小野委員長 ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会します。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認めておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ています。総務課長が区制78周年記念日表彰式準備のため、11時30分から欠席となります。

日程に入る前に、報道機関から録音及び撮影の申出がありましたので、委員会冒頭部分のみの撮影と休憩中を除く録音を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、冒頭のみ撮影を許可いたしますので、撮影をどうぞ。

〔報道機関による撮影〕

○小野委員長 はい。それでは、撮影は以上で終了いたしますが、よろしいですか。

それでは、本日の日程をご確認ください。日程の順番と異なりますが、初めに、日程2のコンプライアンス・政治倫理条例について確認させていただき、その後、日程1から順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 中身に入る前に、私が2月に委員長、副委員長、議長に提出した……

○小野委員長 すみません。

○岩田委員 東京地検から取り寄せた資料を、この場で正式な資料として扱うかどうかを決めていただきたいんですが。

○小野委員長 岩田委員、ちょっと一旦休憩していいですか。すみません。休憩させていただきます。

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○小野委員長 再開いたします。

それでは、日程2のコンプライアンス・政治倫理条例について確認をさせていただきますので、引き続きお願いいたします。

それでは、日程2のコンプライアンス・政治倫理条例なんですけれども、当委員会で1月22日にコンプライアンス・政治倫理研修会を開催し、委員の皆さんをはじめ、議員全員を対象に受講していただいたところですが、まずは各委員に本研修のご感想をお聞きしたいと思いますので、ぜひお願いいたします。特に順番は問いませんので、拳手で皆様に一言ずつ頂ければ大変ありがたいと思っております。いかがでしょうか、どなたか先に。

（「順番にしたいです」と呼ぶ者あり）順番でよろしいですか。では、こちらからよろしいですか、大坂委員、ありがとうございます。

○大坂委員 はい。開催まで多少時間がかかってしまったのかなという感はありますけれども、取りあえずスタートという形で1回こういった研修ができたことに関しては非常によかったなと思っています。内容についてもマッチした内容であったと思いますが、一方で、こうした研修については1回だけで終わらせずに継続的にやっていかなければいけないということと、やはりちょっと残念だったのは全議員が参加できなかったということ

もあるのかなと思っていますので、引き続き全議員がしっかりと参加をして、そういった意識を高めていくということが必要なのかなと感じました。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

では、続いてはやお委員。

○はやお委員 私も、やっぱり今のパワーハラスメント、ハラスメント系についていろいろと時流の中の、そしてまた体系的にどういうところが問題なのかということをしかりと教えていただきましたので、やっぱり今後は継続的にやっていただきながら、何が今の時代においてハラスメントとして課題、問題になるかということに留意しながらまた委員会の質疑を深めていきたいと考えました。どうもありがとうございます。

以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

えごし委員。

○えごし委員 コンプライアンスの研修、具体的に例示された事例などもあったりとかもして、もう学べたことは分かりやすくよかったかなと思いました。先ほど大坂委員も言われていましたけれども、やっぱり時代が変わる中で気をつけていかないといけないこと、またほかにも様々新しく出てくることもあったりすると思います。改めてしっかりこういうコンプライアンスというのは機会を定期的にまた確認していくことも大事な、重要なということを感じました。また、中で他自治体の政治倫理条例の情報も教えていただきました。議会としてもしっかりそういう政治倫理条例などを定めて、またそれをしっかり遵守していくと、またそういう姿勢をしっかりと見せるだけじゃなくて、またその姿勢を貫いていくということがやっぱり大事だと思いますので、その取組をまたしっかりとやっていきたいと思っています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

岩田委員。

○岩田委員 こういった勉強会というか、そういったものは定期的に必要だと思います。ただ、本件は官製談合事件がもともときっかけになっているわけであって、それをパワーハラスメントによって起こされたみたいなの、そういうねじ曲がったような結論が出ないように、今後もしっかりと勉強していきたいと思っています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

白川委員。

○白川委員 今回のコンプライアンスに関する研修というのは非常に勉強になりました。私たちは議員として高い倫理性を持って臨まなければいけないと感じております。政治倫理条例につきまして、私は基本的に反対しております。なぜかという、今回の事件はあくまで違法性があったということです。違法性と、それをコンプライアンスみたいなのところに落とし込んで、今後起こさないようにというのは、私はすごくそこを感じるんですね。倫理というのは、ふだんから我々が厳しい目で総合チェックをしていくという中でやっていくというのが今回の研修の中のお話であった。私もそれは非常に共感しましたので、この委員会もその倫理というものを高いものを持って、少しでも違法性があるような発言はしないとか、自己主張のときに人を侮辱したりしないとかということに心がけていかなければいけないというふうに今回は感じました。我々が一番やるべきことは、議員としての

自覚、そして高い倫理性を持つということだと認識しました。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

富山委員。

○富山委員 けがの影響により、着座にて失礼いたします。

私もこのコンプライアンス研修を受けて、特別厳し過ぎるものでも緩過ぎるものでもないと感じました。やっぱり千代田区議会は様々な属性や年代の方が集まっているので、このコンプライアンス研修を皆様持つておくべきレベルとさせていただけると幸いと思えます。このたびは調整ありがとうございました。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

のざわ委員。

○のざわ委員 まずはコンプライアンス研修、非常に内容が多岐にわたりまして、私も物すごく勉強させていただきました。恐らくA4の紙にすると、多分内容的には25ページぐらいの内容になるんじゃないかなと思ひまして、私は、この契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会の設置理由に鑑みまして、やっぱり千代田区議会は区民からの厳粛な信託を受けた立場と責務を深く認識し、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上が求められますということに関して、非常に内容の詰まった講義だったと思っておりますし、これをまた定期的にしていただくことがこの再発防止の物すごく根幹的なものになるんじゃないかなというふうに思っております、これは私の個人的な考え方でございますが、ですので、あの研修の中身を皆様が全てご理解いただくような、私もこれからどんどん何度も何度も勉強してまいります、全員の方が勉強していただくと、私は、その延長上にある政治倫理条例というものがなくても議会が正常に運用されるのではないかなというふうに思ひまして、大変なる感謝をもちまして研修を受けさせていただき、また継続的に行っていただくことを望みます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

牛尾委員。

○牛尾委員 研修会の調整、本当にありがとうございました。非常に内容の濃い中身だったと思ひますし、先生も具体的な例、あとは政治倫理条例もほかの自治体の政治倫理条例も資料に出していただいて非常に分かりやすい内容だったかなというふうに思ひます。私自身は、やはり今回の官製談合事件の再発防止については、やっぱり議会の側の具体化、私はもう政治倫理条例が必要だと思ひていますが、ただ、先生が言っていた、他の自治体のものを千代田区に当てはめてもしょうがないよと。やはり千代田は千代田なりの条例をしっかりと議論をしてつくっていくと、その話合いの過程が大事だと言っていたことに非常に共感をするというか、つくる際に、やはり千代田でこういったものが必要なのかというのをじっくり議論するという場を今後持っていかなければいけないなと思ひましたし、今回みたいな研修会を引き続き繰り返し行っていくということも大事かなというふうに思ひました。

以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 今回のコンプライアンス研修ですけれども、講師の方もとてもいい方を選んでいただいたと思います。研修の内容も、一方の立場とかに偏ることなく、様々な角度からいろいろ教えていただいたと思っております。この研修会につきましては、また継続的に、この件があったからということではなく続けていくことは大切なのではないかと考えております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

副委員長。

○小林副委員長 コンプライアンス研修で学んだところですけれども、そもそも法律とか、社会規範とか倫理全般については、自分たちが今まで思っていたより少し考え方が時代によって変わってきているというのが実感したところで、特に政治倫理条例については、他区の例、やっぱり事故が起きるとか事件が起きたから対応してきたようなことがたくさんあるんで、先ほど牛尾委員も言っていましたけれども、今後、政治倫理規定をつくるのであれば、やっぱり千代田区に合った、今回の事件をちゃんと参考にして政治倫理条例に取りかかっていくような形を続けていかなければいけないと思いました。あと、コンプライアンス研修については、全員がやっぱり同じ土俵にいないと、議会ですので、意見がコンプライアンス自体の概念が違っていると困ってしまうんで、これは全員参加で毎年確認する意味をもって着実に定期的にやっていかななくてはいけないというのを、あと先生のアップデートしていく情報も非常に大切なんで、アップデートしている中でコンプライアンス研修は続けるべきだと思います。

○小野委員長 はい。皆様、ありがとうございました。

今回、研修受講を踏まえて非常に有意義であったということがよく理解ができました。当委員会でコンプライアンス研修と政治倫理というところについて、どういうふうに取り扱っていくかということを確認させていただきたいと思います。既に今ご感想の中でご意見も述べてくださっているんですけれども、今後継続していくとか、その辺りの大まかなスパンなども申入れをしていく必要があるかなと考えておりますのでまた伺いたいと思います。まずはコンプライアンス研修なんですけれども、今後継続というご意見が何名かから聞こえてきたんですけれども、継続をする、これ非常に大事だと思いますが、例えばどういうタイミングで実施をしていくのか。今、副委員長からは毎年とかありました。いかがでしょうか。毎年、例えば2年に1回とか4年に1回とか、何かご意見がもしあれば。

○のざわ委員 私は年に1回やっていただくのがいいと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

牛尾委員。

○牛尾委員 私も、先生の都合とか議会全体の都合がつくのであれば、毎年開催するというのが望ましいかなと思います。

○小野委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。何かもし違うご意見などありましたら。ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

毎年こうして情報を全員で、特に全議員でというご意見もありましたので、そういった

ご意見をしっかりと適切な会議体に引き継いでいくことを申入れをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

白川委員、どうぞ。

○白川委員 やっぱり開かれた議会というのを指すためのコンプライアンスであるべきだと思うんですね。やっぱり年齢層が偏っていたり性別が偏っていたり議会はするものですから、そういう社会情勢に合わせたものというのを、要するにコンプライアンスとくくってしまうと、何か一般的な話になるので、例えば男性が多い職場だとかいうことに気をつけなければいけないという、そういう方向性もありますよね。ジェンダー的なもの、あるいは多様性に関するものというまで広げるのであれば、私は年1回あってもいいのかなというふうに思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

開かれた議会というところで、多様性など、社会情勢に見合ったものというご意見が今追加でございました。ありがとうございます。

そうしましたら、以上のようなご意見を適切な会議体に引き継ぐということで申入れをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

続いて、政治倫理条例についてです。特別職を対象にするのかなどもいろいろとこれまでの中で議論があったんですけども、条例策定の必要性ですとか、引き続き当委員会で検討をするというのはちょっとなかなか難しいと思いますので、これも何らかの適切な会議体に引き継いでいく必要性というのはあるのかなとは考えてはいるんですけど、まず皆様に何かご意見があればぜひお伺いしたいと思います。特に、今回この事件を受けて、現職の議員が関係していた。既に辞職をしていますけれども、そういったところを重く受け止めて、この倫理の条例の策定に向けた検討の必要性というところも今ご意見の中であったんですけども、これは全委員の共通認識であるということも必要になってくるかと思しますので、この辺りのところも踏まえて、もし追加でご意見がありましたら、ぜひ挙手の上お願いいたします。

○白川委員 私はもう政治倫理条例、先ほど言いましたように、基本的には反対です。今回はあくまで違法行為があったということで、違法行為をどうしていくかということですので、その手前のコンプライアンスに関して何かここで言及するというのはやっぱりちょっと違うのかなというふうに思っています。これ、もうここで掘り下げるというのもちょっと限界もありますし、私はもう100条委員会ですっかり議論をしてうみを出すというところに行くべき。そうでなければ、もう何というんですかね。それがどうしても嫌だというのであればということで政治倫理条例というのが出てくるのであれば反対なんですね。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

政治倫理条例を策定するかどうかということなので、まだ事件の内容というところは当然この委員会の中でもある程度は皆様で共有されているんですけど、この倫理条例を策定するしないというご意見はそれぞれで違うなと思ってはいるんですけども、ただ、こ

れまでに、実際にそれについての陳情があって、それも採決を経て全員一致で議決をしているというところもありましたので、やっぱりそういう意味でも重く受け止める必要があるのかなというところでご意見がこれまでもあったと思います。

引き続き、何かありましたら。

○牛尾委員 私は、政治倫理条例の制定は必要だと思っていますし、確かに議員が一人一人しっかりとコンプライアンスを遵守していくということがあればこういった事件は起こらないと思うんですけど、しかし、選挙で呼ばれるからこういった方が選ばれるかわからないわけです、これはね。やっぱり議員がそうしたことを起こさせないための抑止策としてもやっぱりこういった規定、条例なのか規定なのかはありますけれども、それが必要なのではないかと私は考えております。ただ、これをこの委員会じゃなくてほかの会議体で議論をしていくといった場合に、陳情も出ていますしね、やはり公の場というか、記録が残る会議体で議論をしていくということが必要なのかなというふうに思っています。そう考えます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかはございますでしょうか。

○岩田委員 自分も牛尾委員の意見に賛成であります。まず、議員でも特別職でも何かしらの抑止力になればいいのではないかと考えると、やはり表の開かれたところでやっていただきたい。

以上であります。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

えごし委員。

○えごし委員 私も政治倫理条例は、先ほども述べましたけれども、しっかり定めていきたいなというのは思っています、この議会としての、もちろん政治倫理条例、今は再発防止ということでの委員会ではありますけれども、政治倫理条例って様々な問題についてやっぱり再発、この今回の官製談合だけじゃないので、やっぱり議会としてしっかり守っていかないといけないということは。そういう意味についても、しっかりと議会としての方向性、またこうやっていこうということをしっかりと定めて、それをまた遵守していく。またさっきも言いましたけれども、その姿勢を貫いていくというのが大事だと思いますので、そういう検討はしっかりしていただきたいと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかにはございますでしょうか。

○大坂委員 様々な意見はあると思います。私としては、倫理条例というものが再発防止に直結するかということに関しては、白川委員と同じような意見です。今回の件に関しては法律で定められた刑罰があるような、法律で定められたことであっても抑止にはならなかったというところは大いに考えなければいけない点です。その上で、再発防止と関連するのかわからないですけども、政治倫理条例そのものが必要か必要じゃないかという議論はまた別にやっていかなければいけない命題でもあるのかなとは思っていますが、それはこの特別委員会の仕事ではないのかなというふうにも思っていますので、いずれにしても別の場で議論は必要かなと思いますが、特別委員会をそれに向けて設置をするということであれば、やはり全会一致というのがこの千代田区議会の原則にはなってくるのか

などと思いますので、それを含めた議論をしっかりとやっていかなければいけないというところでは。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

はやお委員。

○はやお委員 これはもう以前の再発防止の特別委員会でも話しましたとおり、倫理条例ということであれば、この委員会では申し入れると。どこに対してやると思ったら議運に申し入れる流れになると思います。というのは議会全体のことになりますから。そこで検討するというと、表に出るのは議運で、さらに一番条件整備検討会で話され、そして各派協でかけられ、そして議運で表に出す。これが今までの流れなんですね。ですから、そのところが違うということであれば、そこについてなぜそうなるかということ、各派協にしても条件整備検討会にしても、各会派のほうの代表者が来て話し合っていくということがやっぱり手続・手順上必要だと思いますので、その辺も留意しながら進めていただければありがたいと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

どの会議体に引き継いでいくかということですね、最終的には当然公式のところを持っていくんですけども、今までの方法ということも含めて、皆様のご意見、引き続きこうした議論をしていくこと、検討していくことというのは皆様のご意見の中に入っていましたので、それを今後の適切な会議体というのは何なのかということも含めて、こちらで一旦お預かりをした上で申入れを進める準備をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、以上で、日程2のコンプライアンスと政治倫理条例についてを終了いたします。

次に、日程1の陳情審査、(1)継続審査に入ります。初めに、送付6-6……

○岩田委員 委員長。

○小野委員長 陳情審査です。陳情審査ですよ。

次に、日程1、陳情審査、まずは、①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っているまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情。こちらの3件の陳情について一括で取扱いを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。挙手をお願いいたします。（「全部一緒」と呼ぶ者あり）今3件ですね。全部で今日4件、日程ご覧いただくと4件あるんですけども、④はまた別でやらせていただくので、まずは3本

を皆様に、今、陳情審査継続でお願いをいたしました。ご意見ありましたらぜひお願いいたします。

○岩田委員 送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、これ、議員の関与について真相解明を求めるのであれば、私が委員長、副委員長、議長に出した資料を出させていたきたい、そのように思っています。それでないと、やっぱりこういうことは分からないんじゃないですかね。その資料というのは、非常に赤裸々に、議員がどれぐらい関与していたかということをお話しております。もし必要とあらば、ここでまず一旦議員だけに配付をして、それをここで正式なものとして取り扱うかどうか、それを皆さんに確認していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。

今、岩田委員からご指摘のあった資料なんですけれども、いわゆる当該事件に係る刑事確定記録の閲覧をされたそのメモの話でよろしいですか。

○岩田委員 はい。

○小野委員長 はい。

今そういうご意見があったんですけれども、私が委員長として、先日皆様とも一旦ちょっと話をさせていただきました。本委員会の総意というところで、そうですね、本委員会の総意というところで、一旦は委員会としても刑事確定記録というのは、当然、閲覧申請を今提出しているところです。まだ届いていないんですけど、ちょっとこれについてはほかの日程のところで取扱いをさせていただこうと思っております。そんな中、その結果を待っている状況なんですけれども、そんな中、本委員会所属の、今、岩田委員からあったお話なんですけれども、正副委員長宛てに当該資料の委員配付のお願いがございました。

で、この依頼なんですけれども、所属委員からの依頼というところで、当然、委員会内の打診として正副委員長でしっかりと一旦はお受けをしたんですけれども、議長宛てにも追加で来ましたので議長にも一応情報共有はしています。ただ、これ中身を私拝見しましたけれども、これまで委員会で論点を整理してきた視点を持って閲覧をされているのかとか、また閲覧した内容が正確に資料化されたものなのかとか、もっと言うと委員に配付することを前提に閲覧許可を頂いているものなのかという確認が取れていない資料です。加えて、お預かりを一旦している資料なんですけれども、事件関係者のプライバシーですとか、また、その事件にはある意味関係のない方もお名前が出ていたり、特性が出ていたりということもありましたので、委員長としては皆様に配付を現時点ですする必要はないものというふうに判断をいたしました。岩田委員にはその旨お伝えしておりますのでご了承いただきたいと思いますと思いますが、今この場でほかの委員の皆様にもというところで問いかけがありました。委員長としてはそういう考えなんですけれども、何かこれについてご意見がありましたら挙手の上でお願いいたします。

○白川委員 裁判資料は閲覧許可であったわけですよ。資料の取り寄せって、先ほどおっしゃったけど、ご覧になっただけですよ。

○岩田委員 書くことも許されています。

○白川委員 はい。それで、閲覧というのがなぜ閲覧という形になったかということ、プライバシーに配慮しているわけです。つまりもう刑は確定している。そこで関与があったなかつたみたいな話というのをプライバシーを出して公にするというのは、それは要するに

不起訴になった方に対する不利なことをここでやるということですから、それを資料化するというのはかなり違法性すらある可能性もないではないですね。この委員会というのは高い倫理性を求められていますので、そういったプライバシーに配慮すべき資料について配付する、しないみたいな話をするというのは、私は配付する必要がないのではなくて、配付すべきでないというふうに考えます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

岩田委員。ごめんなさい。はやお委員、失礼しました。

○はやお委員 どうぞ。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 すみません。プライバシーのことにしてもそれを配慮しなければならないというのであれば、私が閲覧するときに東京地検からそこが黒塗りになるか、何かそういう処理がされているはずであります。私が写したところは当該黒塗りにはなっておりませんでした。また、今回のこの件はプライバシーの問題ではなく、組織ぐるみの犯行だったのかどうかということに問題点があると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○小野委員長 刑事確定訴訟記録法というところには、当然委員会からも申請をしております、閲覧請求書というのを委員限りで皆様に共有をしています。ここをご覧くださいますと、理由書というものもつけております。この辺りのところをご覧くださいと分かるんですけども、私どもも何のためにこれをそもそも閲覧の申請を出しているかということ、これを地検に行って申請をしているわけです。委員会として、それを総意をもって、当初、はやお委員からの申出で、で、皆様に総意で委員会として申請をしますという許可を得てやっていることなんですが、岩田委員のものは個人的に閲覧の申請をされたものであり、そして一つ、やはり懸念点は、閲覧者の義務という第6条に関するところですね。この刑事確定訴訟記録法のやはり第6条というところに抵触する可能性が否めないということもありますので、これをもって私は委員長として、これを閲覧を、皆様にあえて配るということは判断としてはできませんということを示しているわけです。

○岩田委員 その刑事確定訴訟記録法第6条のどの部分に違反しているのか、そこをはっきり言っていたかかないと皆さん分からないです。委員長だけ資料を持って違反しているといっても、みんなそれだけ聞いたら本当に違反しているのかなと思っちゃいます。ちゃんとそこを読んで明らかにしてください。

○小野委員長 はい。

では、第6条、こちらで読み上げます。閲覧者の義務。第6条、保管記録又は最新保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて公の秩序もしくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉、もしくは生活の平穩を害する行為をしてはならないということで、内容を、私、拝見すると、申し上げたとおり、事件とは関係のない方の名前もフルネームで入っていたりとか、その方の特性なんかも入っていたりとか、（「関係ないよ、何言ってるの」と呼ぶ者あり）ということもありますし、そもそもどういう閲覧の請求をされているのか、閲覧の理由を書いているのかということ、これを私は存じ上げません。委員会としてこういう理由で申請をしているということは当然全員が確認をしているんですけど、岩田委員がどのような申請の仕方をしてい

て、理由書を添えられているのか、そこが分からず委員会の委員限りとはいえ配付するところはいかがなものかなというふうに考えております。

先に岩田委員、手が挙がっていました。どうぞ。

○岩田委員 今の6条のところですけども、不当に公の秩序もしくは善良の風俗を害さない。どこが不当に公の秩序もしくは善良の風俗を害しているのか。誰が判断するのかと。それを委員長が判断するというのはおかしいですよ。これは司法が判断するべきですよ。そもそもそれにこの供述調書の中に入っている、そこで名前の出ている人間というのは少なからず関与しているわけです。それじゃなかったらそこには名前は出てこないです。じゃあ書類送検も何もされていないって、なぜかって、それは時効だからであります。時効であることとその犯罪に関与していないということは全く別物であります。なのでお願いいたします。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 はやお委員が裁判資料を求めた。ここで求めて、それを閲覧する、我々が資料化するというのは問題ないですよ。ただ、今回は岩田委員が個人的に取り寄せた資料、しかも一部の裁判記録、で、しかも閲覧ですから、何よりもやっぱり解釈なんですよ。それを資料化してここで正式な文章として配るというのは、やはり私は倫理的におかしいと思います。我々は、先ほど言ったように、高い倫理感を持ってこの仕事をやらなければいけない、話し合わなければいけない場ですから、そういった行為って、やっぱり慎むべきだと思います。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 私は、確かにこの刑事確定記録をもって判決例の量刑の理由のところをきちっと確定すべきだということではあります。何かといたら、もしその内容が正しいのか正しくないかという議論はここではできないと思っています、中身を見ているわけではないし。今、みだりに風俗、名誉に毀損するようなこととあって、その資料も見ていないで私は判断できない。だから見せていただいて判断するというのが、これは委員として与えられた平等の権利ですから、その中で判断させていただきたい。

それと、一番言いたいことが、本会議で岩田議員は冒頭のところで、議会に閲覧の報告並びにそれを基に質問をしますと言っちゃっているんです。つまり何を意味するかというと、本来、議会では委員長報告しか認められていないんですよ、慣例的には。それを報告をさせていただきますという話も質問の中で入れられてしまっているので、そのところで誰も、議長並びに24人の全部反対もせずこのまま行ったということについては、一応その中身について報告を受けているという形に形式的にはなってしまうんですよ。そうなったならば、まずはここで委員としての確認を、その中身を見るということで判断をするのが僕は普通な話だし、あと今言ったように、このみだりに風俗にという、乱れているのか、そこかどうか。でも今岩田委員がおっしゃったように、組織犯罪になるのかならないのかといったときに、その判断をするのは我々なんですよ。委員長が議事整理でそういうふうにされたということであれば明確にもう一度言っていただいて、私は委員限りでも見させていただきなければこの判断はできない。お答えください。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 事務局にご質問いたします。今回の岩田議員の一般質問ですが、事前に原稿

あるいは質問状というのが行ったかと思うんですが、その内容に沿ったものが質問されたでしょうか。

○はやお委員 そんな水面下の話、していいの。そんな……

○小林副委員長 やめたほうがいいよ。

○はやお委員 やばいと思う。（発言する者多数あり）やばいよ。

○小林副委員長 駄目だよ、そんなの。

○小野委員長 まあ、一般質問……。

ちょっと一旦、これ、ちょっと休憩させてもらっていいですか。

午前11時08分休憩

午前11時11分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

白川委員。

○白川委員 はやお委員のご質問に関連して、岩田議員の一般質問に関して、事前通告のあったものと沿った質問であったかどうかをご確認いただけますでしょうか。

○石綿区議会事務局長 今ご指摘の令和7年第1回定例会一般質問における岩田議員が事前にお出しいただいている発言通告書の内容でございますが、こちらの通告に沿って議長の許可を得てご質問されているという状況であります。これについて内容が、我々が事務局側が、今のご質問にあるところで適しているかどうかというご判断をするべき立場ではないかなと思いますので、発言の事項と要旨を読み上げをさせていただきます。

○小野委員長 はい。お願いします。

○石綿区議会事務局長 事項に関しては、千代田区の官製談合防止法違反事件について問うという事項でございまして、発言要旨に関しては、区長は本件について今でも議員のパワハラが原因であると思っているのか。内部調査だけの報告書をもって本件は全て終結し、組織としてうみを出し切れたとと思っているか。本件について公職選挙法におけるデメリットはどのようなものがあるのかなど、官製談合防止法違反事件に関することについて区長に問うという通告を頂いてございます。

○小野委員長 はい。（発言する者あり）

ほかに何かございますでしょうか。

ちょっと申し上げておきたいんですけども、はやお委員と一緒に地検に行ってまいりました。これ、時間がかかっているんですけども、この地検に、今、申請中の刑事訴訟確定記録、これについては私どもの手元に届かないと、当然この委員会自体も閉めるということはできませんので、それについては私たちは待つということで、そのように委員長としては考えております。後ほどこれについては、局長からまた進捗を含めて報告をしてもらうんですけども、委員会としてしっかりと皆様の総意の下で申請をしている。しかも理由書も全員が分かっている中での閲覧のこの記録と、それから岩田委員が個人的に申請をしたもの、その申請の中身もよく存じません。理由書も拝見しておりません。そんな中でそれを皆様委員に展開をしていくというところは、やはり委員長としては非常に難しい判断、それはちょっと厳しいかなというふうに思っております。それを聞いてもなおまたご意見があるんでしたら、ぜひこの場で手を挙げてお願いします。

○はやお委員 あのね、私が刑事確定記録を取るべきだと言いました。で、その前にもう

既に結局は出されいたということだったんです。それで私はいいいとか悪いとかというつもりはないんです。逆に言うと、理由書が岩田委員のほうは通って、我々のほうが何ですぐに来ないのか。いまだに閲覧のあれが来ないわけですよ。というのが何なのかということ調べるのが、申し訳ない、委員長が事務局に確認をして、その理由を確認するというのが本来の委員長の役割じゃないんですか。（発言する者あり）という話をしていかないと、結局は、来ないから、来ないからじゃないんですよ。何で来ないんだと。来ているところがあるじゃないかという話があるわけですよ。そこを、総意をこの委員会までに整理していくのが、悪いけど小野委員長のやる役割だと思いますよ。だから、だから、こうやって混乱しちゃうんですよ、話が。だからもしあれだったら岩田委員がその理由書を明示して、こういうふう書いたらいいんだというんだしたら、それで書き直したっていいわけですよ。逆に言ったらね、何で通って僕らのほうが通らないのか。今、来ないというのは、不思議でならないんですよ。だから、そこを逆に言うと明確にしていただかないといけないし、これは早く行ったとか何かの問題じゃないんですよ。何で検察はそのところに相違があるのかということをはきちっと明確にしてくださいというのが議会の役割なんですよ、委員会の役割なんですよ。そのところをお答えいただきたい。

○小野委員長 まず、今、はやお委員からありました。まず、時期について。これは岩田委員はいつ申請されたのかというのは存じ上げていますけれども、10月31日ですよ。私どもの委員会では12月の18日に申請をしております。先ほどから申し上げていますが、理由書の中にその範囲というのが大方入っていると思うんです。岩田委員がどのような理由書を出されているのかというのは私は存じ上げません。私どもが理解をしているのは、委員会として、特にこの理由書については、はやお委員のご協力がなければ理由書そのものがまとまらないので、はやお委員の意向に100%沿った理由書というものを提出しております。（発言する者あり）はい。いや、これ、11月27日の議事録をご覧いただければよく分かると思うんですけれども、それを、この確定記録を必要とされているのは、はやお委員がここを確認したいんだということを明確にこの場で言ってくださいましたので、ではそこを確認するために、皆様の中で確定記録、そもそも必要なのかというご意見もあったんですけれども、でも、そこはじゃあ確認をしましょうよということで申請に至ったという経緯が11月27日にあったと思います。

はやお委員。

○はやお委員 えーとね、はやお委員、はやお委員、いや、非常に宣伝していただいてありがたいことなんですけれども、私は確かに刑事確定記録を何で取る必要があるのかといったのは、ここの判決理由のところ、例えばあれですよ、××さんの——あ、ごめん、言っちゃいけないのか。元職員の判決記録のところによる、判決、何だっけあれ、（「供述調書」と呼ぶ者あり）供述調書は供述調書なんだけど、そこに上司から、（「判決の記録」と呼ぶ者あり）判決の記録によると、そこに量刑を決めるところに、明確に、上司からの、何だっけ、正確に言わないといけないな。読みますよ。3ページに、裁判例というところでネットに載っていますけれども、量刑の理由というところで、中段ぐらいに、被告人は上司からの指示・命令や共犯者である区議からの依頼があって断りづらい状況にあったとはいえ、でも有罪になったということなんです。だからここのことが、結局は上司からの指示・命令があったって明言しているじゃないかと。だけど、主文だとかそっち

のほうに書いていないから関係ないんだというのが今回の公文書である行政がつくった最終報告書とのそごがあるだろうといったときに、ある弁護士に確認をしたら、これは確定記録というのは何びとでも取れますよ。

だからそれを取るべきだという話をして確認をしたんです。そしたら、きっとその話を聞いて、岩田委員は何びとも取れるんだったら私がやるってやったんでしょう。それがいけないとかいいとか言うつもりはないんです。私はでも確かに委員会で集約をしてやった。私が言ったからと、私は文面を考えましたよ。けども、最終的には委員長の名の下に整理しているんですから……

○小野委員長 そう。

○はやお委員 はやお、はやおと言われると……

○小野委員長 あ、いやいや。

○はやお委員 ありがたいようなありがたいような、（発言する者あり）それは、委員会として、集約として検察庁に持っていったことですから、その辺のところを間違えちゃいけないですよ。

○小野委員長 いやいや、間違えていないではなくて、11月27日の議事録をご覧いただければ分かる。

○はやお委員 いやいや、その言い方、言い方。委員会としてまとめて出したんだと。

○小野委員長 そう、そう。なので、その経緯も……

○はやお委員 そのところだけは訂正してくださいということなの。

○小野委員長 その経緯も、先ほど申し上げました。で、皆様の中にも確定記録については取る必要がないというご意見もあったんだけど、どうしてもこの点確認したいというところがあったので、総意の下で出しているんだということは3回ほどもう言っていると思うんですけども、ですので、ぜひそこはその刑事確定記録については、後ほど事務局からご説明を頂きます、進捗についてもですね。それを一旦まずは皆様で聞いて、それを待つということをお願いをしたいと申し上げています。

白川委員。

○白川委員 前々から言っているように、そうやって、もう、関連があるとかないとかという話をするのであれば、もう100条委員会でやるべきなんです。

○小林副委員長 やろうじゃないの。（発言する者あり）

○白川委員 うん。ここで、無理じゃないですか、だって。

○小林副委員長 やろう。100条でやろう。（発言する者あり）

○白川委員 ここで、要するに裁判記録、見れるものを全て、見れるもの全部を見て判断するということをやらないと、部分だけ見て、ほら、関連があった、関連しているじゃないかという話をしたら、それは裁判が既にある公になったものがあるものがあって確定しているものがあるものに反する話ですから、ちゃんと100条委員会でなければそれは調べちゃいけないものだと私は思いますので、（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）倫理的に考えれば100条委員会に持ち込むべき、そういう話をしたければ100条委員会に持ち込むべきです。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

えごし委員。

○えごし委員 この資料についてということで、先ほど委員長も言われていますけれども、前の委員会として全員一致で資料要求するというで決まって今やっています。私としてはそれを待つべきだとは思っております。もちろん岩田さんの資料がどこからどこまでを閲覧したものなのかとかいうのは、それもちょっと分からないですし、委員会として要求している部分と全く同じ部分を閲覧してきたのかというの、そこもまだ分かっていない状況もあると思います。しっかりと委員会として正式に確認をしてきて取ってきたものをみんなですっきりと確認をする。もちろん委員会として要求していただいて来たものも、実際使えるかどうかということもまた議論はあるとは思いますが、そこも必要だと思っておりますが、そういう意味でもしっかりと正式なルートで今やっていますので、それを待つべきかなというふうに私としては思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

牛尾委員。

○牛尾委員 私も、どういう資料かというのは確認してみたいとは思っております。ただ、委員会で先ほどえごし委員が言いましたけど、委員会でも求めておりますので、この結論を待ったほうがいいのかなというふうには思っております。

事務局に、これまでの議会とか本会議でもいいんですけども、個人がいろいろ写してきたものが公式な資料として提出されたという事例はこれまであるのかどうか分かりますか。

○石綿区議会事務局長 正確に全て、歴史があるお話なので、全てを確認を取って見なければ分からない点はありますけれども、あくまでも現状我々携わらる中での記憶の中ではあまり見受けられないケースだろうなというふうには思っております。

○牛尾委員 その上で、岩田さんがどうしてもみんなに見てもらいたいというのであるならば、もう非公式で皆さんに情報提供ということでお配りすればいかがかなとは思っています。

○はやお委員 同意を得ているんでしょう。

○岩田委員 そうです。

○はやお委員 だから委員限りということで、判断できないもの。

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 委員会の公式文書というわけではなく、もう議事録に乗らない形で情報提供ということでやればいかがですかというふうに思います。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 委員長にも、前、何で委員会のほうで出しているのに個人でそういう申請を出すのかというのはさんざん言われましたけども、そもそも言っちゃ悪いですけど、僕、区を信用していないんですよ。なので、区が出してきたものが、これですと言われても、いや、我々が、我々って、私が必要としているのはそこじゃないよというような話もあるかもしれない。で、さらにその理由書の話も、委員長からありましたけども、理由書に反しているんだったら責任を取るの自分ですので、例えばこういう理由で申請したにもかかわらず全然違うじゃないかと、処分されるのは自分ですから。またそこに事実とそこがあるのであれば、それも責任を取るの自分でありますから、そういう覚悟でやっておりますので、そしてこの当委員会の設置理由にもあります、迅速かつ確実に調査に取り組むのであれば、遅かれ早かれ出る資料であるので早めに出させていただけたいと、そのよう

に思っております。

○小野委員長 えごし委員。

○えごし委員 すみません。ちょっと私の先ほどの発言に追記してはすけれども、もちろん岩田さんの資料を私は必要ないというふうには思っておりません、私は。今、委員会としてしっかりと全員一致で求めている資料、それがしたときと同時に岩田さんの資料も一緒に、もし皆さんでこの委員会で使うということになるのであれば、そのタイミングで一緒に使えばいいんじゃないかなというふうにも、提供すればいいんじゃないかなというふうにも思っております。

○小野委員長 はい。ほか、いかがですか。

ちょっと私も申し上げますけれども、岩田委員がご自分で確定記録を取りに行かれる。これはもう全くもって自由ですので、いいんです。ただ、それを、委員限りとはいえ、委員皆様に展開をするというところについては、委員長としては私は責任が取れません。幾つかのこともお話をさせていただきました。実際に理由書もそうですし、それから、そもそももう大前提として、やはり私たち委員会としてしっかりと確定記録を今申請しているという中で、これが例えば全く閲覧が実はできませんとかいうことになっているわけでもないし、それから先ほど区を信用していないというふうにおっしゃいましたけれども、委員会として、私も、そしてそこに同席をしていただいている——ちょっと何度も名前を出して申し訳なかったんですけど——委員も一緒に行った上で閲覧をするということになっていますので、別に区の職員だけに行ってもらって閲覧をするということではないんですね。ですから、必ず私も、そしてそれを提案をした委員も一緒に行くということで、ある程度の時間はかかると思うんですけども、それを写してくるという、そういう話になっています。ですので、区がやるということではないので、念のためここで誤解を解いておきたいと思います。

はやお委員。

○はやお委員 それで、委員会ではもうそうだとということであれば、個別に頂くということとはできないんですか。というのは何かといたら、もうここで、委員会でやり取りしています。それで、実を言うと、元幹部職員が相談したのは誰かといったら、はやお恭一だというふうに答弁いただいていますから、そういう意味で、私は——いや、僕は聞いたからね、聞いたならそうだと答えていただいたんですよ。間違いないよね。だからそういうことであれば、私は今までその元幹部職員から聞いている内容と、結局は岩田委員が閲覧してきた内容と合致しているんですよ。だからどこまで合致しているかという、概略じゃなくて本当に詳細なところまで確認したいわけです。それは何がなってくるかといったら、重大なことですよ。組織犯罪になっているのか。それで2020年前はそのことが行われなかったと断定的なことを言っているわけですよ。そうしたら全然違う再発防止対策を行政は取らなくちゃいけないわけなんですよ。というとなると、となると、待ってられないんですよ。だからそうなったときに、何を一番言うかといったら、こちらのほうとしても、議会のほうとしても、何で早く出してくれないんだというぐらい言うのが私は普通だと思いますよ。早く、だって、これのところは結論を出して、そして早く、何ですかね、正しい方向に行く。

これは、私が何でこんなふうに言っているのかといったら、元幹部から相談されたから

言っているわけじゃないんです。どれだけ彼が苦しんで私に相談してきたかということなんです。本来であれば、こういうことになるのは分かった上で言っているわけですよ。で、再び職員の方々がこういうことがあってはならないと私は思っているんです。明るくやってもらいたいんですよ、職員たちが、仕事を。そのために我々議会が命かけてこのことについて真相を究明しなかったら、誰がやるんですか。だし、逆に、内部告発も、結局は嫌がったのはどこにあるかといったら、議会にも頼れなくて、事もあろうに私は、議員でもない人間に相談されたということについて、僕は問題意識を持ってもらいたいぐらいですよ、はっきり言って。だから私は戻ってきて、何が何でもこのところにはしっかりやらなくちゃいけないという思いですよ。だから何度も何度も言っているんです。だから岩田委員もそういう思いでやってきたでしょう。だけど、もし、その個別に確認するのが駄目だというんだったら隠蔽しているということになっちゃうんですよ、委員会が。（発言する者あり）

○小野委員長 あ、この場で申し上げているのは、この委員長判断で委員会の委員に対して全員に展開をするというのについて言っているだけです。

○はやお委員 個別ならいいんですね。

○小野委員長 個別とかその辺のところは、私が言及できることではありません。この委員会という仕切りの中での話をしていますので、そこは一つ申し添えたいと思います。

はやお委員。

○はやお委員 あくまでも議事整理権というのはみんなの総意なんですよ、確認を取らなくちゃいけないんですよ。それで、こうかと。いや、一応いいですよ、委員長として委員会整理としてそういうふうにしたいんだ、いかがですかと確認しなくちゃいけないんですよ。

○小野委員長 うん。まずはご意見を伺っています。最終的には伺います。

○はやお委員 だからそういうことからしたときに、こうですからできませんということはないということで、個別には委員として受け取るということはいいいいということによろしいんですか。

○小野委員長 ですから、個別というのは、ここ、そこはもう、それぞれの議員の活動の自由ですので、私が制限するところではありません。ただ、先ほどより申し上げておりますのは、この委員会として委員限りのものというのは、このサイドブックスに当然載せていますよね、閲覧の私どもの申入書も。これも理由書も含めて、今、はやお委員が何度か言ってくださったことがしっかりと明記をされているわけです。ですので、ここは理解をしていますので、これがまだどうなっているか分からないという中で、委員会として委員全員に、受け取った後で、いや、こんなの受け取るべきじゃなかったよと私も言われても正直困ります。個々の活動については何ら制限されるものではありませんので、あくまで委員会の中でということでご理解を頂ければと思います。ですので、お気持ちはすごい分かるんです。おっしゃっていることもすごい分かります。なんですけれども、委員会としてこれまでにやってきているというところがありますので……

○はやお委員 一遍聞いてみればいいじゃない。

○小野委員長 そのことを申し上げている。（発言する者あり）なので、であれば、一人ずつご意見をということと言いたい方がいらっしゃれば、ねえ、それを強制するのもなん

ですから。

大坂委員。

○大坂委員 委員長のおっしゃるとおりでいいと思っています。私も資料を見ていないので、ここでそれがどう適切なのか不適切なのかという判断も全くできない状態ではあるので分からないですけれども、その上で様々な意見があって、最終的に委員長の出した決断というものを尊重したいと思っています。その上で、水面下といいますか、議員個人の活動で岩田委員からどんな文書を預かろうと、それは個人の自由だし、個人で責任を持てばいいということだと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかはご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。では、今あったように、そういう取扱いにさせていただきたいと思えますけど、何かご意見ありますか。（発言する者あり）はい。

ちょっと一旦休憩させていただきます。

午前11時33分休憩

午前11時37分再開

○小野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、もろもろご意見はあったんですけれども、この委員会の中での委員限りでも展開をするということは一旦は控えたいと思っておりますけど、そこはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 ちょっと確認なんですけど、そのときに、私は見るつもりはありません。明らかに倫理的におかしいので。ですから、見たい人が見るというだけにとどめてください。

○小野委員長 はい。そうですね。（発言する者あり）先ほど申し上げたのとちょっと一旦繰り返しになりますけれども、個々の議員の活動として自分の責任の下でやられるということは制限するものではありません。あくまで委員会としてということ为先ほど来お話をしています。それぞれの中で、ほかにもいろんな法律がありますので、その辺りをご確認いただくとか、それは個々でご対応いただくということをお願いをしてもよろしいでしょうか。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、今、陳情審査というところからこの話になっていきましたので、先ほど申し上げた陳情3件についての一括の取扱い、引き続きご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大坂委員 一つ目の工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書についてなんですけれども、これはもう、1年以上前に出された陳情になっていまして……

○小野委員長 そうですね。

○大坂委員 その当時は、恐らく議員と職員が逮捕されて、真相が全く分からない状態でこの陳情書が出されたと推察はするんですけれども、そうした中で、去年の7月には裁判

自体は結審をして刑も確定したと。ある程度そこで一つの真相というのは明らかになってはいます。今こちらの委員会でちょっとそこがあるというところは差し置いて、事件そのものの真相については解明されたのかなと思っていますし、特にここで書かれている議員の関与についても、これ、この1年間様々な議論を見ても、これ以上議員の関与があるというような議論は全くありませんので、この陳情に関しては一旦ここで閉じてしまってもいいのかなというふうに、お返ししてしまってもいいのかなというふうに考えています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

今、送付6-6についてご意見がございましたけれども、こちらについては皆様いかがでしょうか。取扱いについてなんですけれども。

岩田委員。

○岩田委員 結審して真相が明らかになったとはいえ、それで報告書が出ているんですけど、その報告書がいいかげんなものなので、これは本当に我々が知っている真相なのかどうかというところは非常に疑問があると思います。先ほどはやお委員がおっしゃっていた判決文の量刑の理由のところ、被告人は上司からの指示・命令や共犯者である区議からの依頼があって、これ、私、本会議場でも言いましたけども、上司からの指示・命令、そして共犯者である区議からの依頼ですよ。パワハラがあったとするんだったら上司からの命令ってここに当てはまるじゃないですか。にもかかわらず、議員からのパワハラであると結論づけること自体がおかしい。そのように思っておりますが、それはどう考えていますか。

○小野委員長 大坂委員。

○大坂委員 論点がちょっとずれていまして、私はそのことについて別に議論を止めようという話はしていません。この陳情書というのはあくまでも議員の関与についての真相解明を求める陳情書だったので、この陳情書に関しては、一旦今までの議論をもってお返ししてもいいんじゃないかという提案をしたところなんです。ですので、まだこれから先いろいろ議論はあると思いますけれども、その報告書と裁判の結果とのそこについては、我々もそこについては最終的に確認はこれから必要だというふうには認識していますというところは伝えておきます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

岩田委員。

○岩田委員 区が出した報告書をもって真相解明と言われちゃ困るので言っただけなので、そこはお願いします。

○小野委員長 はい。

そうしましたら、今の送付6-6というところなんですけれども、これについては、今ご意見があったとおり、議事録を陳情者にお返しするという方法もありますけど、いかがいたしましょうか、取扱いについて。お返しするというのでよろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 結局、確かに題名を見るとそうなんです。でも、ここに関与についての真相をと書いてあるんですね。その真相ということになると、今の判断が、岩田委員の閲覧ということではなくて、我々の閲覧が終わっていない中に真相をここで果たして解せるかということだと思っています。僕は継続だと思っています。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 まあ、継続でも構わないです。いかがいたしますか。皆、（発言する者あり）皆さんのご意見ですから、ご意見。（発言する者あり）はい。

二つの取り方があるかなと私は思っているんですけども、議員の関与というところですね。議員の関与というと、もう、議員はたった一人ですから、ね、関与していたのは。

牛尾委員。

○牛尾委員 私もまだ資料が来ていませんので、それを確認するという意味で、継続でもいいんじゃないかとは思いますが。

○小野委員長 はい。

ほか、いかがですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 そうしましたら、まずは、これ、3本一緒に一括でという話になっているんですけども、まずは、6-6についてはご意見が幾つかあると思うんですけども、継続ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは6-7、6-12、こちらについてはいかがいたしましょう。（「これも継続……」と呼ぶ者あり）ね。これ、一括なのでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 一括で、じゃあ、これ、継続ということで取扱いさせていただきたいと思えます。それでは、送付6-6、送付6-7、送付6-12の陳情審査を終了いたします。

次に、④送付6-16、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情の審査に入ります。

先ほど政治倫理条例についても、いろいろとお話がありました。倫理条例の策定に向けて検討が必要じゃないかとか、意見交換をもっと活発に必要じゃないかという、それは全委員が共通認識をされていることだと思いますので、これは引き続きということになりますけれども、いかがでしょうか。何かこの陳情についてご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

○牛尾委員 先ほど委員長のほうから、この会議体ではなくほかの会議体で議論をするという発言ありました。ただ、それが。じゃあどこの委員会なり、また協議会にするのか分かりませんが、そこでしっかり議論されますという形になった上でお返しするということがいいと思うので、今回は継続ということでいかがですかね。

○小野委員長 はい、分かりました。

ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 そうしましたら、こちらの陳情については、今、継続ということなんですけれども、継続でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。以上で送付6-16の陳情審査を終了いたしまして、日程1の陳情審査を終了します。

次に、日程3の確認、それから報告事項（1）論点チェックについて入ります。こちらは資料がございますのでご確認をお願いいたします。契約にかかる不正行為等再発防止特

別委員会論点チェックリスト、こちらをご覧ください。前回の委員会で確認した結果などは赤字で資料に追記をしてあります。

まずは1ページ目ですけれども、1、区議会にて実施することのコンプライアンス研修、政治倫理条例については、先ほど来お話をしている件ですね。これについては追記されているとおりです。そして、ご意見いただきました件についてはまた今回追記をして、次回に皆様に共有をさせていただきたいと思っております。

そして、次の④の議会全体の問題として、議会基本条例の策定、これについても検討が必要じゃないかというご意見がこれまでにできていますが、一応これについては「未」になっています。念のため確認させていただきたいんですけれども、これ12月25日の委員会の中で、改めて時期を見ながら議会基本条例の研修などは、この特別委員会ではなくて、ほかの会議体などで改めて続けるだとかいうことでもいいんじゃないかというご意見を頂いていますけれども、それ以外にもしご意見がありましたらこの場で伺いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、検討としては必要であるんですけれども、この特別委員会の中ではなく、ほかのところ、適切な会議体に引き継ぐというところで、今後の議論に上がってくるテーマとして申し送りをさせていただきます。

それでは、ここについてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

次に、3ページの赤字記載の箇所ですね。3ページ、ご確認をお願いいたします。こちらについては「済」になっております。こちらはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

4ページ目、ご確認いただくと、こちら、「未」になっています。こちらについては、説明を事務局からお願いをしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○石綿区議会事務局次長 それでは、私のほうからは、刑事確定記録、先ほどもご議論いただいておりますけれども、閲覧手続の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

まず、私どもも区の職員として誠心誠意お取扱いをさせていただいておりますので、ご答弁さしあげて信用していただけるかどうかはございますが、ご説明はさせていただきます。

○小野委員長 はい。お願いします。

○石綿区議会事務局次長 前回の特別委員会から以降、2月、3月と、複数回に及んで東京地方検察庁のほうに確認をさせていただいてございます。で、現状といたしましては、ちなみに昨日も確認をさせていただきましたが、未定というお答えしか頂いていないというような状況でございまして、ただし、この間の動きもございましたので、こういった理由書をとというようなご質問もさせていただいているところはございますが、やはり端的に言いまして、閲覧が認められたケース、他者の申請についてはお答えすることはできませんよというようなことを頂いているということと、あと申請者、請求書を出した申請の自

身の内容以外についてはお答えはできないんですということもお答えを頂いているということは併せて申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。ということで、残念ながら、まだしばらくかかりそうです。なので、これはもうしょうがないんですけど、引き続き途中途中で進捗の確認をしていただいたりだとか、あちらからも明確な答えがなかなか戻ってこないというところがちょっと残念ではあるんですけども、いずれにしても待つというところが必要になってきますので、そこについてはご理解を頂きたいと思っております。

ということで、こちらについてぜひ——どうぞ、はやお委員。

○はやお委員 ちょっと岩田委員のほうに確認したいんですけども、不思議ではないんですよ。岩田委員が出したものが通って、まあ、それは目的だとか理由書のところを私の書き方がまずかったのかなと反省しちゃうんですけども、かなり私の、全然修正もなく出していただいたんでね。だから、そのところからすると、スタートのときに誰かほかの方、岩田さんのほかに誰かその申請で出したんですか。

○岩田委員 はまもり元区議が出しました。

○はやお委員 ということは、はまもり元区議が出して、それを引き継いで閲覧をした。で、閲覧をしたときに、何ですか、結局は、どういう理由で、区議会議員だから、それとも委員だからということで閲覧できたのか。

○岩田委員 両方であります。区議会議員であり当委員会の委員であるというふうに、それも理由書の中に書いてあります。

○はやお委員 だから、引き継がれたということなんですよ。だからそうなってくると、逆に、委員であり議員であれば、私でも見に行けるんですかということなんですよ。という話になったりすれば、お疑いになっている委員たちはそれを使って閲覧させてもらうというのも一つの方法だろうと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○岩田委員 それも十分可能であると私は考えておりますが。

○はやお委員 僕も弁護士から聞いたら、もしそれが受け入れられなければ準抗告ということで異議申立てができるという話も聞いておるんですよ。だから、この辺というのは一つのツールとしてあるということはちょっと確認していただける——どこで確認するのか。岩田さんが確認するのか誰が確認するのか分からないんですけど、確認していただければ、私は申請者じゃありませんので、確認していただければと思いますけど。

○小野委員長 これは何か事務局で確認をしたほうがいいということですかね。まあ、可能な範囲で。

次長。

○石綿区議会事務局次長 今、準抗告のお話というのが出たところでありましてけれども、恐らく通常だと決定に対しての何がしかの対抗措置ということにはなるのかなと思うんですけども、その辺りはまた必要に応じて、それが必要だというご決断を頂ければ、私ども事務的には対応させていただきたいなというところですが、再三申し上げているとおり——あ、信じていただければですけどもね。

○はやお委員 行って、一緒にやっているんだから。

○石綿区議会事務局次長 現状は未定というお答えしか頂いていなくて、決定が下りてい

ないという状況で、理由も分からない。これは我々の聞き方が、もっと問い詰めるというのはあるのかもしれないんですけど、再三確認はさせていただいているんですが、これはもうそういう状況なもんですから、今、私どもは現状をお伝えしているというような状況で、繰り返しになりますけれども、結果によって何かまた手段があるかどうかということに関しては、そういう結果が出たらまたご相談をさせていただきながら、皆さんでご議論いただくということなのかなというふうに思っております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

これについてはよろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。この論点チェックリストの最後の「未」のところについて、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、この件について質疑を終了いたします。

以上で、日程3の確認・報告事項を終了いたします。

次に、日程4、今後の調査の進め方についてです。これ先ほどから再三申し上げておりますけれども、いずれにしても刑事確定記録、これですね、これがもう、当委員会で閲覧できていない状況ですので、これをしっかりと閲覧ができ次第、速やかに委員会の日程を決めさせてもらって開催し、質疑を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。その結果、また、適宜事務局からも確認をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、当委員会でも引き続きいろんな報告も含めて取りまとめをするに当たっては、まだちょっと先の話かなと思っておりますけれども、なので、刑事確定記録について、このときに閲覧ができそうですというのが分かったら、もう皆様に即座にお知らせをして、そして委員会を開催するということで進めていきたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、今後の調査の進め方、日程4については終了いたします。

次に、日程5のその他に入ります。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

理事者から何かございますでしょうか。なしでよろしいですか。（発言する者あり）はい。

日程6、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども当委員会が開催できるよう議長に申し出たいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分閉会